



2023年 10月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター



子どもの権利（人権）について

未来を担う子どもたちが、健康で個性豊かに成長し、生まれ持った能力を十分に伸ばしながら幸せに過ごしてほしい、というのは私たち共通の願いです。

これらの願いを、すべての子どもが持つ権利を守る規範として明文化した「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）（以下「権利条約」という。）」が1989年に国連で採択され、日本も1994年に批准しました。ここでいう、権利とは「人権」のことであり、子どもを大人と同じように一人の人間として捉え、人間としての尊厳をもつ社会の一員として扱われる権利を保障しています。

この権利条約には、「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」の4つの原則があり、権利については大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があります。

また、各国から定期的に提出される報告書などをもとに、年3回、スイスのジュネーブにて、この条約の実施状況の審査、検討を『国連・子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）』が行っています。



この権利委員会は、2023年8月28日に各国に向けた指針（「一般意見」）を公表し、環境と子どもの権利に関して初めて権利条約に基づく締結国の義務について包括的な解釈を示しました。「一般意見」とは、権利委員会が権利条約で定められている権利が特定の分野やテーマなどにおいて、何を意味するのか法的指針を提供する文書です。このたび公表された一般意見では、環境汚染や気候危機、生物多様性の喪失を取り上げて、子どもたちの命や生活を守るためには各国が何をしなければならぬかが示されました。

締結国は、国内で発生した環境被害だけではなく、国境を越えた環境破壊や気候変動の影響に対しても責任を問われる可能性があり、環境に関する意思決定においても、子どもの意見を考慮しなければならず、子どもたちが行動を起こして、環境被害から身を守れるようにするための環境教育が重要であることも示されました。

2023年の7月は、日本の平均気温が7月としては、この100年余りで最も高くなったという報道がありました。今年が極端に暑かった訳ではなく、来年は今年以上に暑くなるかもしれません、再来年はそれ以上かもしれません。負の遺産を子どもたちやその次の世代に残さないためにも、少しの不便と少しの出費を我慢して、温室効果ガス削減などに向けても我々一人ひとりが行動を起こしませんか。

